

出版者への権利付与はどうなるのか 著作権分科会出版関連小委・最終まとめの前に

(1頁より続く)

物に般の常識からもおかしく、「出版権者は、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができない」と規定した著作権法第80条3項は削除されるべきであると断言した。

書協、雑協などが反対する理由は、次のようなものであった。第一に「二次出版の実務は再許諾では通常再許諾では行われていない」（出版広報センター「出版権」緊急説明会資料）という理由を掲げているが、現行著作権法の複製権者も出版権者の許諾を出せない「一種の両すくみの関係」（加戸守行『著作権法逐条講義』）にある以上仕方のないことで、当該出版者に再許諾の権利がない以上それを行使できるわけがない。この法的矛盾を解消する意味で紙媒体の設定出版権に再許諾を付与する意義があると言える。紙の再許諾を文化庁や法律家が支持する所以である。

第二に「単行本が絶版となると文庫の再許諾権も無くなるのではないか」（同）という理由をあげているが、これも理由になっていない。単行本が絶版になれば著作権者は設定出版権の消滅請求を行い、当該文庫出版者に出版権を再設定すればすむことであり、何も問題はない。

さらに第三として、「出版ブローカーも出版者となることになるのではないか」（同）という理由をあげているが、これも理解に苦しむ。出版権を設定された出版者は、著作権法81条に基づき当該著作物の原稿等の引渡後6か月以内に出版しなければならない義務を負い、この約束を果たすことができなければ設定出版権の消滅請求をされるだけである。紙媒体の出版をしない者が他人に対し再許諾を行うことはできないわけで、この紙の再許諾を付与することによって出版ブローカーが成立する根拠はないと考えられる。

このように紙の再許諾に反対する書協・雑協の理由は、人を説得できるような内容ではなかった。

また文化庁前次長の吉田大輔氏は、もともと設定出版権は現行とほぼ同じ出版権制度として1934年に法制化されたが、「立法当時、無断出版や競合出版に対して先行出版者の利益をどのように確保するかという議論が高まっており、制度導入時の立法作業担当者も、その趣旨をどのような方法で実現するかについて様々な案を検討したようである」（吉田大輔「電子出版に対応した出版権の見直し案について」、『出版ニュース』2012年10月上旬号）と指摘しており、類

似出版物、競合出版物から一次出版者の守ることが、設定出版権創設の意義であると述べている。

その観点から見ると、書協などの反対論は、文庫出版者でない出版者がほとんどという出版業界の要望に応えたものとは言えない。いわば「紙のコピー出版者」であるわずかな数十社の文庫出版者が他社の単行本等を難なく自社の文庫に収録する都合だけを考えた対応で、出版界の大局を見通した判断とはおおよそ言えない。

ともあれ、「紙の再許諾」については、著作権者の承諾を条件に認められる方向となった。

●デジタル海賊版対策はどうなる？

③の「特定の版面」について、第8回中川勉強会配布の中山提言を基にした「著作権法改正案骨子」によると「特定の版面」は「特定版面権（特定出版物権）（仮称）の設定」として、次のようにその創設の意義が説かれている。

「①総合出版権を設定することなしに（＝著作物の独占的利用権限を設定せずに）、出版者に対して特定の版面の利用を認める（＝特定の版面を利用した侵害についての対抗手段を出版者に付与する）ことができる。

②総合出版権を設定した者との関係においても、例えば、紙媒体書籍の出版しか予定していない出版者にとって電子書籍に係る総合出版権を設定することは事実上不可能であり、そうすると、出版物をデッドコピーしたインターネット上の海賊版への対策を講じることは極めて困難であるところ、特定版面権（特定出版物権）を重ねて設定することで上記のような態様の侵害についても対抗できるようになる。」

仮に経団連案の電子出版権新設が採用された場合には、紙媒体の出版権しかない出版者がデジタル海賊版などへの対策が取れるようにすることが不可欠であるが、「中間まとめ」は、著作者団体の反対に加え書協が制度設計を望まなかったことから、そのための方法でもある中山提言③「特定の版面」に限定した権利付与を葬ってしまった。

この結果、小委員会では、「出版物（特に雑誌）をデッドコピーしたインターネット上の海賊版対策を講じるための方法について、検討することとし、(i) 電子書籍に対応した出版権による対応や、(ii) インターネット上の違法配信を紙の出版物に係る出版権のみなし侵害とみなす規定の創設をすることによる対応について議論がされた」（中間まとめ26頁）。

「電子書籍に対応した出版権による対応」というのは、雑誌を構成する著作物についても、現行の出版権を雑誌の発行期間等に合わせた短期間の存続期間を設定できるようにし、電子書籍に対応した出版権においても同様に設定できるようにするというものである。

結局、「中間まとめ」は(ii) みなし侵害規定を創設する方策については、みなし侵害規定の性質から法制的に困難であるとの意見などが示されたのに対し、(i) 電子書籍に対応した出版権による対応であれば、雑誌を構成する著作物に出版権を設定することを可能とする制度としていくことで日本書籍出版協会の指摘する問題点を解消することができることに照らせば、(i) 電子書籍に対応した出版権の創設により対応する方向で進めることが適当であると考え」（中間まとめ29頁）という結論となった。

しかし書協がみなし侵害規定を推したのは「(ii) みなし侵害規定を創設する方策については、(i) 電子書籍に対応した出版権による対応のみでは、著作権者の意向により紙媒体での出版に係る出版権のみ設定を受けている出版者は、紙媒体の出版物がデッドコピーされ、インターネット上にアップロードされた場合に出版者自ら差止請求を行うことができないことから、こうした場合において出版者自らが対応できるようにするという観点から」（中間まとめ28頁）であった。

目玉の海賊版対策が迷走し、大穴があくことが分かり、書協などは著者の賛同を得るため「『電子書籍に対応する出版者の権利』に関する緊急アピール」を発し、「現在の著作権法の下では、紙の本や雑誌をスキャンしたデジタル海賊版による著作権侵害に対しては著作者本人のみが対抗でき、出版者には対抗する法的根拠が与えられていません。雑誌を含めできるだけ幅広い出版物に関して、実務的に有効な海賊版対抗策を出版者自らがとれるような法改正を強く望みます。」と訴え、署名活動をはじめた。

こんなことは、かのグーグルブック検索問題の時に明らかになっていたことではないか。「特定の版面」を放棄したことへのツケは大きい。出版関連小委の議論でも、論点まで混乱し議論は迷走して、今回の最終まとめで事務局が整理して提案することとなった。

あとは議連の踏ん張りに期待するしかあるまい。

●「特定秘密保護法案」に反対する声明

2013年11月27日

政府・与党は11月26日、衆議院特別委員会ならびに同本会議で特定秘密保護法案を強行採決した。

国民の知る権利、言論表現の自由が損なわれるとして、全国的に反対運動が展開され、11月21日には日比谷野音に1万人の人が集まり、反対の大集会が開かれた。また25日には福島市で公聴会が開かれ、与党側推薦を含む7人の公述人全員が、この法案の廃案や慎重審議を求めた。政府・与党はこうした民意に謙虚に耳を傾けなければならないはずだ。にもかかわらず、26日に強行採決をしたということは、この公聴会が単なる政府の

リバイブりにすぎないばかりか、福島の人たちをないがしろにし、侮蔑するものである。原発関連情報の秘密化が危惧される。

政府による恣意的な秘密指定が、30年から60年までなどということ、国民を無視した、とんでもない話である。日本出版者協会は将来に禍根を残すこの法案を、参議院では、十分に審議をつくして、廃案にするよう強く求めるものである。